火災を防ぐために～日頃からの備えを～

担当　予防課　☎046(256)2187　FAX046(256)3225

秋から冬にかけて空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。本紙11月1日号4面「秋季火災予防運動」で紹介した「放火させない環境づくり」や次のことに注意して火災を防ぎましょう。

正しくストーブを利用しましょう

石油ストーブを安全に使用するために、次のことに注意しましょう。

- 給油は必ず消火してから行う。
- ワンタッチ式の給油口は確実にロックし、開かないことを確認する。
- ねじ式の給油口は給油後、給油口を下にして油漏れがないことを確認する。

こんろが原因の火災を防ぎましょう

こんろを使用するときには、次のことに注意しましょう。

- 調理中は絶対にその場を離れない。
- こんろの火が自分の衣服に着火しないように身の回りに注意する。

◆こんろの火災を消火するとき

- 高温の油が飛び散って火が大きくなるので水を掛けない。
- 消火器の薬剤を油面に直接掛けると、油が飛び散る危険があるので数メートル離れて鍋の縁に当て油面に流しこむように狙う。
- 消火器がない時には、水で濡らし軽く絞ったタオルで鍋を覆い消火する方法もあるが、危険なので無理はしない。

消火器で火災に備えましょう

消火器は最も身近な消火器具です。最近では従来からあるホースとレバーが付いた消火器の他、レバーのみの物やスプレー式の簡易消火器など数多くの種類の消火器が販売されています。いざという時のため、消火器や用具を備えましょう。

◆消火器の使い方

①安全ピンを抜く。
②ホースや噴射口を火元に向けて、レバーを握る。
③火元に向けて手前から覆うように噴射する。

◆古くなった消火器にご注意を

消火器は消火剤を噴出するため、高い圧力で薬剤が充填（じゅうてん）されており、変形、傷、腐食などがあると破裂する恐れがあります。腐食しない場所に置き、製造から10年以上経過した消火器は使用しないようにしましょう。消火器が古くなったり傷ついたりしている場合は、点検・回収業者を紹介しますので、担当へお問い合わせください。

◆悪質な訪問販売にご注意を

一般家庭には消火器を設置する法的な義務はありません。悪質な訪問販売などにはご注意ください。

住宅用火災警報器の点検をしましょう

住宅用火災警報器は新築住宅が平成18年（既存住宅は平成23年6月）から設置が義務化されていますが、設置から10年が経過すると、電池切れ、本体電子部品の故障などにより正常に作動しない場合があります。点検を行い正常に作動しない場合は本体を交換するなど、適切な維持管理をしましょう。

◆点検方法

点検ボタンまたは点検ひもを引っ張り正常に作動するか確認する。正常に作動しない場合は電池切れ・故障の場合があります。

※設置から10年以上経過しているものは交換することが推奨されています。

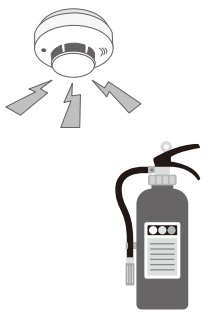

小・中学校の指定校の変更

市では、住所に基づき、就学先の小・中学校を指定していますが、**下表**に該当する場合、「指定校変更申立」ができます。なお、理由が相当でない場合、登下校および緊急時の安全に問題がある場合などは変更できません。

詳しくは担当へお問い合わせください。

	要　件	対象学年	変更期間	必要事項
1	いじめ被害への対応	小・中学校 全学年	必要期間	
2	地理的な事由による通学の安全確保などの事情			判断するための資料となるものの提出
3	指定された中学校に希望する部活動がないため希望する部活動が行われている、住所地から最寄りの他の中学校に就学をしたい	中学１年生		変更先学校長の同意
4	市内転居したが、引き続き従前の学校に就学をしたい	小学６年生、中学３年生	卒業まで	従前学校長の同意
5	学期途中で市内転居したが、引き続き従前の学校に就学をしたい	小学１～５年生、中学１～２年生	転居した学年の学年末まで	従前学校長の同意
6	新築や改築などで、一時的に学区外へ引っ越しをしたが、従前の学校に就学をしたい	小・中学校 全学年	必要期間	売買契約書または賃貸契約書の写しの提出
7	学区外へ転居が確実なため、転居先の学区の学校へ就学をしたい			売買契約書または賃貸契約書の写しの提出
8	心身や通院などの事情で配慮を必要とする			医師による診断書の写しなどの提出
9	自宅に帰っても、児童を保護する者がいないときに、保護者の帰宅まで親戚などの家や勤務先・店舗などで児童を預かる	小学校 全学年		預り先住所（所在地）、保護者の就労などが確認できる書面の提出
10	指定校で国際教室が開級されていない場合で、国際教室に入級するため、開級している居住地から最寄りの他の小・中学校に就学をしたい	小・中学校 全学年		保護者の母語または日本語訳での書類記入
11	指定校変更許可区域に住んでいる		卒業まで	
12	要件６～９で指定校を変更した児童・生徒の兄弟姉妹である		必要期間	

担当　学校教育課　☎046(252)8739　FAX046(252)4311

消防団員募集

担当　警防課　☎046(256)2412　FAX046(256)2215

消防団とは

消防団は、地元地域の実情に精通し、地域密着性、要員動員力および即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取り組みなど、地域の安全・安心を確保する上で不可欠な存在です。

消防団員募集

東日本大震災発生以降、消防団の活動が報じられ、消防団に寄せる期待は大きいものの、消防団員の減少は全国的に深刻な問題となっています。市消防団においても、４月１日時点で３２人の欠員が出ている状況です。

消防団にはさまざまな職業の方がおり、消防団活動を通じて、いろいろな人との出会いや経験などができます。

地元地域を守るという情熱がある皆さん、ぜひ消防団員として活動しましょう。次の入団条件全てを満たす方は、電話、ファクスまたは直接担当へご連絡ください。

◆入団条件

- 市内在住・在勤者
- 18歳以上45歳未満の方
- 体力に自信のある方